

高知県人権尊重の社会づくり協議会委員からのご意見への対応案

資料2-1

整理番号	委員からのご意見		担当課	事務局の対応案		
	種別 (人権課題等)	内容		内容	基本方針への反映	基本方針第3次改定版への反映箇所
1	人権全般	・現代社会は、スマホを活用して知識は身に付けているが、人と人が接する機会が少なくなっている。人権感覚を高めるためには、感性をいかに養っていくかが大事 ・感性とは、人との触れ合いの中から得たり、他人の悩みや苦痛を聞くなどして、自分で変革していくことを一番の基本としている。 ・AIやロボット化が進んでいく中で、いかにして県民一人ひとりの人権感覚を高めていくかが今後の課題 ・ソフト面でお互いをフォローし合うようにするため、地域で取組を進めることが大事	人権・男女共同参画課	・ご指摘のとおり、人と人の触れ合いを通じて、人権感覚を高めていくことはますます重要になりますので、市町村等と連携して進めている「誰一人取り残さない、つながり支え合う高知型地域共生社会」の実現に向けた取組を追記しています。 ・また、市町村の担当者研修会の実施や啓発活動への支援、専門講師の派遣による人権研修、人の交流を深める人権啓発フェスティバル等の充実にも取り組めます。	有	第2章-2人権啓発 P14、16、18
2	相談・支援体制	可能な範囲で差別案件の具体の事例や、対応策のガイドライン的なものの情報発信を検討していただきたい。	人権・男女共同参画課	・差別事象検討部会での検討内容や、「人権に関する実態の公表」をHP等で周知して、県民の人権意識の高揚に取り組むことを追記して、差別事象への対応力の強化につなげるようにします。 ・また、人権侵害に対する取組例等を公表している相談窓口・関係機関の周知や、市町村の担当者研修会等を通じた相談対応力の向上に取り組めます。	有	第3章相談支援・体制の充実 P22 第5章推進体制 P131
3	相談・支援体制	どこに相談していいか悩んでいる方のために、住民に身近な市町村からうまく専門機関につなぐことが大事	人権・男女共同参画課	・県民が気軽に安心して相談できるよう、相談窓口の広報の充実や、関係機関の連携強化、相談員の人材育成に取り組むこととしています。 ・また、人権相談への対応マニュアルを整備して、市町村の担当者研修会等で共有し、相談者を専門機関に適切につなぐ仕組みづくりに取り組めます。	有	第3章相談支援・体制の充実 P21、22 第2章-2人権啓発 P18
4	相談・支援体制	・人権課題ごとに相談窓口一覧があるのは良いことだが、総合的な窓口としての法テラス高知や高知弁護士会の連携も必要 ・相談窓口一覧に「高齢者・障害者支援センターくるみ」も追記していただきたい。	人権・男女共同参画課	・ご指摘のとおり、法テラス高知や高知弁護士会との連携も重要ですので、資料1-3と人権全般の相談窓口一覧に追記しています。 ・高齢者と障害者の相談窓口一覧に、「高齢者・障害者支援センターくるみ」を追記しています。	有	第3章相談支援・体制の充実 P23、25、27、29
5	相談・支援体制	相談員のレベルアップにつながるような研修や講習を行うことが大切	人権・男女共同参画課	・ご指摘のとおり、相談員のレベルアップは重要ですので、相談員の能力の向上と人材育成に取り組むこととしています。 ・このため、各相談機関において、研修の実施や他機関主催の講習・セミナーへの参加等により、相談員のレベルアップを図ります。	有	第3章相談支援・体制の充実 P22
6	女性	・子ども達にも固定的な性別役割分担意識が刷り込まれているのではないかと。小さい頃からの教育も大事 ・性別に偏りのある職業が多いことを改善したり、女性も色んな役割に就くことができるよう、現実の景色を変えていくことも必要 ・男性側も「男らしくなければいけない」という重荷を背負って生きていることを聞いたので、男性からの相談にも配慮すべき。	人権教育・児童生徒課 人権・男女共同参画課	・全ての教育活動の現場で児童生徒が男女平等についての理解を深めるよう、また、性別に基づく固定的な役割分担意識にとらわれることなく、勤労観や職業観、人生観や家庭観を身に付けるための教育を推進することとしています。 ・また、すべての人が希望に応じて、家庭でも仕事でも活躍できる社会を目指すため、その象徴として「共働き・共育て」の県民運動を推進し、地域社会と職場での意識改革に取り組むことを追記しています。なお、職業面での女性活躍の推進は、本基本方針とは別に、全庁あげて「様々な分野への活躍の場の拡大」「キャリア形成支援」「経営者層の意識改革」「職場の環境づくり」に取り組むこととしています。 ・男性側には、人権啓発センターやソーレ等で気軽に相談できることを周知していきます。	有	第4章-2女性 P46、47、49、50
7	女性	DV被害も多いが、むしろ、女性が日常的に苦しんでいるのは、家庭の中でも固定的な性別役割分担意識に基づく見下しが多くあることだ。	人権・男女共同参画課	・「共働き・共育て」の県民運動による意識改革の取組の中で、家庭での固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、引き続きソーレによる男性の家事・育児基礎講座や広報啓発の充実などに取り組むことを追記しています。 ・他にも、アンコンシャス・バイアスの解消に資するような啓発も検討しています。	有	第4章-2女性 P47、49
8	女性	「女性に対するあらゆる暴力の根絶と包括的な支援体制の充実」のところに、どのような機関とどのように連携していくかを追記していただきたい。	人権・男女共同参画課	・女性相談支援センターを核とした県の支援調整会議を設置して、市町村、医療、福祉、保健、教育、司法関係者、民間団体等の連携強化や、地域間の情報共有などに取り組むことを追記しています。 ・また、市町村に女性相談支援員の配置や支援調整会議の設置を働きかけていくことを追記しています。	有	第4章-2女性 P48、49
9	子ども	県の取組の「(イ)学校教育」の2行目に、家庭や地域との連携を通じた子どもたちの生活環境の整備が記載されているが、この中に「子どもたちの意見を聞きながら」を追記していただきたい。	人権教育・児童生徒課	ご指摘のとおり、「子どもたちの意見を聞きながら」を追記しています。	有	第4章-3子ども P61
10	子ども	SNS等を使った子どもの性被害が多いと感じるので、これを予防するための教育をしていくべき。	人権教育・児童生徒課	インターネット利用の危険性や情報モラルの理解を深めるため、自らトラブルを防ごうとする子どもの育成や、学校と家庭が連携してネット上の人権侵害を予防する取組を進めることを追記しています。	有	第4章-9インターネットによる人権侵害 P111、113
11	犯罪被害者等	企業に期待する取組のところに、厚生労働省が推奨している「犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度の導入」を追記していただきたい。	県民生活課	・ご指摘のとおり、「犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度の導入」を追記しています。	有	第4章-8犯罪被害者等 P106
12	インターネット	学校での情報リテラシー教育にしっかりと取り組むべき。	人権教育・児童生徒課	・誰もがインターネットによる人権侵害の被害者にも加害者にもならないようにするため、ネット利用の危険性や情報モラルの理解を深めるため、自らトラブルを防ごうとする子どもの育成や、学校と家庭が連携してネット上の人権侵害を予防する取組を進めることを追記しています。 ・また、「情報モラル教育実践ハンドブック」を校内研修や授業等で活用している小中高校の割合を100%にすることを追記しています。	有	第4章-9インターネットによる人権侵害 P111、113
13	インターネット	ネット上の部落差別投稿への対応をしていることを見える化して、県民に情報共有をうまくすれば、一定の抑止効果もあると思う。	人権・男女共同参画課	・インターネット上の部落差別投稿の抑止につなげる情報発信に取り組むことを追記しています。 ・このため、モニタリングの実施と削除要請、弁護士等による相談窓口、「人権に関する実態の公表」等の情報発信に取り組めます。	有	第4章-9インターネットによる人権侵害 P112、113
14	災害と人権	資料1-1の2ページ「災害と人権」の取組に、災害時の心のケアだけでなく、身体のケアについても記載していただきたい。	保健政策課	災害関連死を防ぐ施策(身体のケア)としては、保健医療や南海トラフ地震対策に関する計画に位置付けて取り組むこととしています。	-	
15	様々な人権課題	資料1-1の1ページ「改定のポイント」に、パワハラだけでなく、セクハラも追記していただきたい。	人権・男女共同参画課	ご指摘のとおり、資料1-1の1ページにもセクシュアル・ハラスメントを追記しています。	有	第4章-12様々な人権課題 P129
16	様々な人権課題	こういうことがハラスメントだと理解できる取組が必要なので、パワハラ・セクハラ・アカハラの具体例を示せば、「相談してみようか」という雰囲気になっていくと思う。	人権・男女共同参画課 雇用労働政策課	厚生労働省が公表しているハラスメントの定義等の周知や、人権啓発センターの講師派遣による企業研修と貸出用の啓発DVDの充実、相談窓口の広報などに取り組んでいきます。	有	第2章-2人権啓発 P15、18 第4章-12様々な人権課題 P129